

平成28年（ワ）第3号 放送受信料請求事件

原告 日本放送協会

被告 宮内正蔵

## 弁論再開申立補充書

2016年7月5日

奈良地方裁判所民事部4B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

同 白井 啓太郎

同 辰巳 創史

同 安藤 昌司

同 星 雄介

同 阪口 徳雄

昨日、弁論再開申立書を提出し、希望日時を示して森川裁判官との面会を申し入れたところ、山口書記官から、「裁判官は会わない」と言っているとの伝言を受けました。

そこで、本補充書を提出しますので、十分に検討、再考の上、被告代理人ら

との面会には是非とも応じられますよう、要請します。

- 1 忌避申立事件に関する大阪高裁の決定は、民訴法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、「裁判官が担当する事件の当事者と特別な関係にあるなど、当該事件の手続外の要因により、当該裁判官の下ではその事件について公平・公正な裁判の実現を期待することができないと認められる客観的な事情を指すものであり、当該事件の手続における裁判官の訴訟指揮や訴訟上の措置の適否にとどまるものは、これに該当しないと解するのが相当である。」と判示して、忌避を求める抗告を棄却した。

この高裁決定は、裁判手続外の要因で原告NHKと特別な関係などは認められないとして、忌避申立を斥けたが、「裁判官の訴訟指揮や訴訟上の措置の適否」については、直接の判断は示していない。これは、寧ろ、訴訟指揮や訴訟上の措置については「不適切である」との判断を示唆しているものと解すべきである。

- 2 民事訴訟では、当事者の主張について、両当事者に反論を十分に行わせて、争点を明確にした上で、必要な証人・本人尋問を行って、審理が尽きた段階で弁論を終結して判決がなされるのが通常である。

わずか2回の口頭弁論で、被告が原告主張への反論の準備書面を提出する旨言明しているのも無視して、突然、弁論を終結した訴訟指揮は、極めて異例であり、拙速と指弾されても当然である。

少なくとも、放送受信料は「特殊な負担金」であるとの原告の主張に対する反論、被告が主張している①同時履行の抗弁権、②不安の抗弁権、及び③顕著で継続的な放送法違反を理由とする支払の一時留保権についての補充主張の機会を保障するために弁論再開は不可欠である。その上で、被告が放送受信料の支払いを中断している理由、経過、原告との交渉経緯等についての被告本人尋問は、憲法32条に照らしても、実施されるのが当然である。

- 3 第1回口頭弁論において、被告代理人が、「既に簡易裁判所に対する移送申

立書で述べたが、改めて、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する」と述べたところ、森川裁判官は検討すると言明した。しかるに、第2回口頭弁論では、この点にふれず、弁論を終結したのは、著しく不当である。

- 4 森川裁判官が、被告代理人の面会希望を拒否している理由が問題である。裁定合議への変更を念頭に、その調整をしているのであれば、面会に応じる必要はないであろう。

しかし、単独審のままで弁論再開するなら、期日調整のために面会に応じるのが筋である。

もし、弁論を再開せず、判決言渡期日を、民訴規則156条により書記官から通知する予定だとするならば、重大である。

第2回口頭弁論では、70席の大法廷に、150人を越える傍聴希望者が駆けつけていたのである。異例の訴訟指揮に接して怒った市民らが、僅か11日間に、「森川さつき担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、回避・忌避を求める請願署名」を集め、合計1799筆が奈良地裁に提出されたように、本件に関する市民の関心は非常に高く、この点も考慮すべきである。この段階で、弁論を再開せずに判決言渡しを強行した場合には、判決期日に多数の市民が傍聴及び抗議に駆けつけることが予測される。

- 5 面会については、森川裁判官単独でなく、合議への変更等の検討のために木太民事部総括裁判官の同席での面談を求めます。

以

上